

## 資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる専門部会報告（写）	1
2	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる専門部会報告（写）	3
3	令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	5
4	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）（各種商品小売業用）	9
5	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業）	19
6	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（発注者対象意見聴取）（案）	29



令和5年9月11日

鳥取地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会  
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会  
部会長 佐藤 匡 印

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

## 記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金専門部会委員

## 公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
部会長代理	中野 聡	特定社会保険労務士
	石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 副学長補佐

## 労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
内藤 陽介	オムロンスイッチアンドデバイス 労働組合 執行委員長
森本 哲司	L I M N O労働組合 執行委員長

## 使用者代表委員

田中 利明	気高電機株式会社 総務部長
谷口 浩章	株式会社フジ電機 代表取締役
西本 行克	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和5年7月24日		1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和5年7月31日	第539回 (令和5年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金の改正決定申出書(写)
令和5年9月11日	第1回 鳥取県電子部品等製造業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について(必要性有、全会一致) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 リーフレット「鳥取県の最低賃金」(鳥取労働局作成) 9 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況 消費者物価指数(全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移(鳥取市・全国)) 11 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県) 12 鳥取県内の雇用情勢(令和5年7月分) 13 最近の雇用失業情勢(令和5年7月の内容) 14 鳥取県の経済動向(鳥取県)(令和5年9月) 15 鳥取県内の経済情勢(財務省中国財務局鳥取財務事務所)(令和5年7月26日) 16 鳥取県の経済動向(R5.3～R5.9)、鳥取県内の経済情勢(R5.4、R5.7) 17 鳥取県企業経営者見通し調査(鳥取県)(令和5年第3回)

令和5年9月11日

鳥取地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会  
鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会  
部会長 佐藤 匡 印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

## 記

## 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

## 公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部	准教授
部会長代理	植木 洋	鳥取短期大学生生活学科	准教授
	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科	教授

## 労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
北畑 仁史	U A ゼンセン鳥取県支部 支部長
松岡 夏彦	全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長

## 使用者代表委員

福島 政文	株式会社米子高島屋 総務部長
寺尾 誠	株式会社米子しんまち天満屋 サポートTM部長
西本 行克	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和5年7月24日		鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和5年7月31日	第539回 (令和5年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和5年9月11日	第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について(必要性有、全会一致) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県各種商品小売業最低賃金適用事業場数・労働者数 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 リーフレット「鳥取県の最低賃金」(鳥取労働局作成) 9 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況 消費者物価指数(全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移(鳥取市・全国)) 11 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県) 12 鳥取県内の雇用情勢(令和5年7月分) 13 最近の雇用失業情勢(令和5年7月の内容) 14 鳥取県の経済動向(鳥取県)(令和5年9月) 15 鳥取県内の経済情勢(財務省中国財務局鳥取財務事務所)(令和5年7月26日) 16 鳥取県の経済動向(R5.3～R5.9)、鳥取県内の経済情勢(R5.4、R5.7) 17 鳥取県企業経営者見通し調査(鳥取県)(令和5年第3回)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※年内発効とするためには、11月1日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※年内発効とするためには、11月1日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※年内発効とするためには、11月1日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)



## (案)

令和5年度鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正審議に資するための  
意見聴取実施要領

## 1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、次の基準により選定した使用者及びその労働者から最低賃金制度に関する意見を書面により聴取する。

## 2 意見聴取対象者の選定基準等

書面意見聴取の対象は、今年度の最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）の有効回答があった事業所のうち、各種商品小売業最低賃金の適用を受ける全ての事業場の使用者とする。

労働者については、衣服の販売作業従事者から1名、衣服以外の商品の販売作業従事者から1名、総菜等の加工作業従事者から1名、事務作業従事者から1名の合計4名とする。

なお、選定する対象労働者は、上記区分ごとに当該産業別最低賃金の適用を受ける労働者で、1時間当たりの賃金が最も低い労働者とする。

## 3 実施時期

9月中旬から9月27日（水）まで

## 4 実施方法

書面の郵送による。

## 5 意見聴取の項目

別紙「鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書（使用者用）」及び「鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書（労働者用）」のとおり。

## 6 取りまとめ及び結果報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県各種商品小売業最低賃金  
専門部会にて結果を報告する。

(案)

鳥労基発 09\*\*第\*号の\*  
令和 5 年 9 月 \*\* 日

関係事業所 代表者 殿宛て

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正に係る意見聴取の実施について(お願い)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年5月から6月にかけての「最低賃金に関する基礎調査」につきましては、御協力をいただきありがとうございました。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に関係労使の意見を反映させるために、関係事業主(使用者)と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

つきましては、使用者である貴殿の御意見と貴事業所の労働者(派遣労働者は除かれます)の御意見をいただきたいので、別添「鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書(使用者用)」により貴殿の御意見を記入していただくとともに、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の適用を受ける労働者( 1 )の中で、各部門( 2 裏面参照)の1時間単価の賃金が最も低い労働者1名ずつ、合計4名の方に同封の「鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書(労働者用)」の配付をお願いいたしたく、御理解の上、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書につきましては、上記調査審議のみに活用させていただき、貴事業所の名称並びに労働者氏名等は一切公表いたしません。

おって、貴殿に記入していただいた意見書は、同封の返信用封筒により、御多忙中誠に恐縮でございますが、9月27日(水)必着で返送願います。

また、労働者に配付していただいた労働者用意見書の封筒には返信用封筒を同封していますので、配付された労働者には意見書に記入の上、自身で封をし、9月27日(水)必着で、直接投函するように御説明いただきますよう、併せてお願いいたします。

さらに、対象となった労働者の方には、「賃金が最も低い」という選ばれた理由については伏せていただきますよう、重ねてお願いいたします。

**1 次に掲げる労働者は本件意見聴取の対象とはなりません。**

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

( ~ の労働者は、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」は適用されず、鳥取県最低賃金が適用されます。)

## 2 各部門とは以下の4つの部門です。

衣服販売作業従事者

衣服以外の商品の販売作業従事者

総菜等の加工作業従事者

事務作業従事者

### 【問い合わせ先】

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

鳥取労働局労働基準部 賃金室（担当：市村・寺地）

電話0857-29-1705

(案)

鳥労基発 09\*\*第\*号の\*  
令和 5 年 9 月 \*\* 日

関係事業所 労働者 殿宛て

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正に係る意見書の実施について(お願い)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に関係労使の意見を反映させるために、関係事業主(使用者)と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

この意見書は、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改正を審議するための重要な資料となりますので、御多用のところ誠に恐縮でございますが、貴殿の御意見をいただきたいので、別添「鳥取県各種商品小売業最低賃金」に御意見等を記入いただきますよう御理解の上御協力をお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書の記載内容につきましては、調査審議についてのみ活用させていただきます、事業所、個人が特定されるものは一切公表いたしませんので、率直な御意見を御記入願います。

おって、記入していただいた意見書は、事業主へ返すことなく、同封の返信用封筒(切手の貼付は不要です。)により貴殿自らが封をしていただき9月27日(水)必着で投函していただきますよう、併せてお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
鳥取労働局労働基準部 賃金室 (担当:市村・寺地)  
電話0857-29-1705



案

鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書（使用者用）

企業全体ではなく本意見書を送付いたしました「事業所」についてお答えください。

令和5年9月

事業所の名称	所在地		電話（ ）		
記入者の所属部署・係等	事業所の労働者数		_____名 （内、パート労働者 _____名 （派遣労働者 _____名））		
賃金の改定状況	問1	今年、賃金改定を行いましたか？（注1）	はい	時期は _____月に （賃上げ / 賃下げ）した 改定率は、 _____%（注2）	
		いいえ	今後予定している	時期は _____月に （賃上げ / 賃下げ）する予定 改定率は、 _____%（注2）	
			予定していない		
	で賃上げを実施した(する)うえで、重視した(する)ものは何ですか？（複数選択可） 労働力の定着・確保 原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 収益の増加 従業員の生活支援 同業他社の賃金動向 その他（ ）				
	で賃金改定を行わない、又は賃下げを実施した(する)うえで、重視した(する)物は何ですか？（複数選択可） 原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 手元資金の確保 収益の減少 人件費・労務費等の増加 同業他社の賃金動向 その他（ ）				
問2	令和2年から令和4年までの3年間の賃金改定状況はいかがでしたか？		令和2年	令和3年	令和4年
			賃上げ 賃下げ 改定なし	賃上げ 賃下げ 改定なし	賃上げ 賃下げ 改定なし
		改定率はいかがでしたか？（注2）	_____%	_____%	_____%
経営の状況	問3	今年の上半期（令和5年1月～6月期）の業況は、昨年の下半期（令和4年7月～12月期）と比較していかがだったでしょうか？	（ 上昇 / 下降 / 変わらない ）		
			（その理由）		
		今年下半期（令和5年7月～12月期）の業況の見通しは、今年上半期（令和5年1月～6月期）と比較していかがでしょうか？	（ 上昇 / 下降 / 変わらない ）		
			（その理由）		
最低賃金に関する事項	鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は900円（令和5年10月5日発効）に改正されることとなっていますが、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」は、現在審議中です。				
	特定（産業別）最低賃金として「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ） → <b>問7へ</b> どこでお知りになりましたか？（「知っていた」と答えた方のみお答え下さい）				
	（ テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ ） ）				
現在の「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の金額をご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ） どこでお知りになりましたか？（「知っていた」と答えた方のみお答え下さい）					
（ テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ ） ）					

開最 す低 る賃 事金 項に	問5	今年度の「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改定についてどう思われますか？ また、今回改定するとしたら、適当な額はいくらだと思われますか？
		( 改定すべき 1時間当たり _____円 / 改定する必要はない )
	問6	最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」等があることを、ご存知ですか？
		<input type="checkbox"/> 知っており活用した <input type="checkbox"/> 知っていたが活用しなかった <input type="checkbox"/> 知らなかった
	問7	使用者の立場で、現在の「鳥取県各種商品小売業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(事業主の方の生の声をお聞きするためです。問5及び問6でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。)
-----		
-----		
-----		
-----		

(注1) 「賃金の改定」とは定期昇給・ベースアップ・賃金カット等の名称の如何を問わず、全部又は大部分の常用労働者の所定内賃金額を引き上げ、又は引き下げることをいいます。

(注2) 賃金改定率は、貴事業所が把握している場合はそれを記入してください。把握していない場合は、賃金台帳等により改定を行った対象労働者1人あたりの1時間平均所定内賃金額の改定状況を小数点第1位 まで記入してください。

同封のリーフレットを参考にして下さい。

この意見書は、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係使用者の意見として使用するものです。回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

TEL 0857-29-1705

## 案

## 鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する意見書（労働者用）

この意見書は、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係労働者の意見として使用するものです。  
 回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきます。  
 令和5年9月

あなたが勤務している事業場の名称						所在地		電話（ ）		
あなたの	性別	年齢	家計主体者ですか（注1）	勤続年数	雇用形態（注2）	就業形態（注3）	主な従事業務の内容			
	男 女	歳	はい いいえ	年 月	正規労働者 非正規労働者	一般労働者 短時間労働者	衣服の販売作業	衣服以外の商品の販売作業	総菜等の加工作業 事務作業 その他	
あなたの賃金に関する事項	問1	昨年の6月以降に基本給の改定がありましたか？ （ 上げがあった / 下げがあった / 無かった ）								
	問2	賃金単価は、次のいずれの方法で決定されていますか？ また、令和5年6月分の基本給額はいくらですか？ 該当するいずれかの箇所に✓をつけ基本給額を記入して下さい				時間給（ ）円      日給（ ）円 月給（ ）円      歩合給等（ ）円				
	問3	問2で「日給」「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 1日の所定労働時間数（注4）は何時間ですか？				（ ）時間（ ）分				
		問2で「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 7月分の所定労働日数（注5）は何日ですか？				（ ）日				
最低賃金に関する事項	鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は900円(令和5年10月5日発効)に改正されることとなっていますが、 「鳥取県各種商品小売業最低賃金」は、現在審議中です。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が適用になると思われますが、									
	問5	「特定(産業別)最低賃金」として「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ） → 問6へ どこでお知りになりましたか？（複数回答可）								
	「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の金額をご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ） どこでお知りになりましたか？（複数回答可）									

最低賃金に関する事項	問6	今年度の「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改正についてどう思われますか。  ( 改定するべき / 改定する必要はない ) → <b>問8へ</b>
	問7	問6で「改正するべき」と回答いただいた方へお尋ねします。 今回改正するとしたら、適当な額はいくらだと思いますか。 あなた自身の賃金ではなく、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」として、適当な額はいくらと思われますか。  ( 1時間当たり _____円 )
問8	労働者の立場で、現在の「鳥取県各種商品小売業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(働いている労働者ご自身の声をお聞きするためです、問6と問7でお答えいただいた理由など、是非ともご記入願います。)	
-----		
-----		
-----		

- (注1) 「家計主体者」欄は、主にあなたの収入で家族(単身世帯も含みます。)を養っている場合\*は「はい」に、あなた以外の方が主に家族を養っている場合には「いいえ」を で囲んでください。  
\* あなたの収入が家計の収入のおおむね半分以上である場合をいいます。
- (注2) 「非正規労働者」とは、一般的には派遣、パート、アルバイト、期間工などをいいます。
- (注3) 「短時間労働者」とは、貴事業場の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間数又は1週間の所定労働日数が少ない労働者で、概ね、貴事業場の一般の労働者と比較して1週間の所定労働時間数が4分の3以下等の方が該当します。
- (注4) 「所定労働時間数」とは、所定の始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間数です。
- (注5) 「所定労働日数」とは、今年7月分(6月の賃金締切日の翌日から7月賃金締切日まで)に休日と決まった日数を除いた労働日数です。  
また、通常の労働日の半分の所定労働時間の労働日は0.5日と計算してください。

同封のリーフレットを参考にして下さい。

ご回答いただいた本**意見書**は同封の返信用封筒により直接、鳥取労働局労働基準部賃金室まで返送してください。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室まで遠慮なくお問い合わせください。

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
TEL 0857-29-1705

(案)

## 令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領

### 1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、次の基準により選定した使用者及びその労働者から最低賃金制度に関する意見を書面により聴取する。

### 2 意見聴取対象者の選定基準等

書面意見聴取の対象は、今年度の最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）の有効回答があった事業所のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に分類される事業所であることを確認した事業所の半数程度（44事業所）とする。その際、事業所の業種、規模及び地域的なバランスも考慮して選定する。

意見聴取対象者は、選定した各事業所の事業主（使用者）及びその事業所において、当該産業別最低賃金の適用を受ける労働者のうち、最も低い賃金が支払われている労働者1名とする。

### 3 実施時期

9月中旬から9月27日（水）まで。

### 4 実施方法

書面の郵送による。

### 5 意見聴取の項目

別紙「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（使用者用）」及び「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する

意見書（労働者用）」のとおり。

## 6 取りまとめ及び結果報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

(案)

鳥労基発 09\*\*第\*号の\*  
令和5年9月\*\*日

関係事業所 代表者 殿宛て

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正に係る意見聴取の実施について(お願い)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年5月から6月にかけての「最低賃金に関する基礎調査」につきましては、御協力をいただきありがとうございました。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に關係労使の意見を反映させるために、關係事業主(使用者)と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

つきましては、使用者である貴殿の御意見と貴事業所の労働者(派遣労働者は除かれます)の御意見をいただきたいので、別添「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書(使用者用)」により貴殿の御意見を記入していただくとともに、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の適用を受ける労働者(裏面参照)の中で、1時間単価の賃金が最も低い労働者1名の方に同封の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書(労働者用)」の配付をお願いいたしたく、御理解の上、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書につきましては、上記調査審議のみに活用させていただき、貴事業所の名称並びに労働者氏名等は一切公表いたしません。

おって、貴殿に記入していただいた意見書は、同封の返信用封筒により、御多忙中誠に恐縮でございますが、9月27日(水)必着で返送願います。

また、労働者に配付していただいた労働者用意見書の封筒には返信用封筒を同封してありますので、配付された労働者には意見書に記入の上、自身で封をし、9月27日(水)必着で、直接投函するように御説明いただきますよう、併せてお願いいたします。

さらに、対象となった労働者の方には、「賃金が最も低い」という選ばれた理由については伏せていただきますよう、重ねてお願いいたします。

次に掲げる労働者は本件意見聴取の対象とはなりません。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
清掃又は片付けの業務に主として従事する者  
手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、  
「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者  
( ~ の労働者は、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報  
通信機械器製造業最低賃金」は適用されず、鳥取県最低賃金が適用されます。)

**【問い合わせ先】**

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
鳥取労働局労働基準部 賃金室（担当：市村・寺地）  
電話0857-29-1705

(案)

鳥労基発 09 \*\* 第 \* 号の \*  
令和 5 年 9 月 \* \* 日

関係事業所 労働者 殿宛て

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正に係る**意見聴取**の実施について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に關係労使の意見を反映させるために、關係事業主（使用者）と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

この意見書は、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を審議するための重要な資料となりますので、御多用のところ誠に恐縮でございますが、貴殿の御意見をいただきたいので、別添「**鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（労働者用）**」に御意見等を記入いただきますよう御理解の上御協力をお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書の記載内容につきましては、調査審議についてのみ活用させていただきます、事業所、個人が特定されるものは一切公表いたしませんので、率直な御意見を御記入願います。

おって、記入していただいた**意見書**は、事業主へ返すことなく、同封の返信用封筒（切手の貼付は不要です。）により貴殿自らが封をしていただき9月27日(水)必着で投函していただきますよう、併せてお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
鳥取労働局労働基準部 賃金室（担当：市村・寺地）  
電話0857-29-1705



案

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（使用者用）

企業全体ではなく本意見書を送付いたしました「事業所」についてお答えください。

令和5年9月

事業所の名称			所在地	電話（ _____ ）			
記入者の所属部署・係等			事業所の労働者数	_____ 名 （内、パート労働者 _____ 名 （派遣労働者 _____ 名））			
賃金の改定状況	問1	今年、賃金改定を行いましたか？（注1）	はい	時期は _____ 月に （賃上げ / 賃下げ）した 改定率は、 _____ %（注2）			
			いいえ	今後予定している	時期は _____ 月に （賃上げ / 賃下げ）する予定 改定率は、 _____ %（注2）		
				予定していない			
	<p>で賃上げを実施した(する)うえで、重視した(する)ものは何ですか？（複数選択可）          労働力の定着・確保 原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 収益の増加          従業員の生活支援 同業他社の賃金動向 その他（ _____ ）</p>						
	<p>で賃金改定を行わない、又は賃下げを実施した(する)うえで、重視した(する)物は何ですか？（複数選択可）          原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 手元資金の確保 収益の減少          人件費・労務費等の増加 同業他社の賃金動向 その他（ _____ ）</p>						
問2	令和2年から令和4年までの3年間の賃金改定状況はいかがでしたか？		令和2年	令和3年	令和4年		
			賃上げ 賃下げ 改定なし	賃上げ 賃下げ 改定なし	賃上げ 賃下げ 改定なし		
改定率はいかがでしたか？（注2）			_____ %	_____ %	_____ %		
経営状況	問3	今年の上半期（令和5年1月～6月期）の業況は、昨年の下半期（令和4年7月～12月期）と比較していかがだったでしょうか？	（ 上 昇 / 下 降 / 変 わ ら な い ） （その理由）				
		今年の下半期（令和5年7月～12月期）の業況の見通しは、今年の上半期（令和5年1月～6月期）と比較していかがでしょうか？	（ 上 昇 / 下 降 / 変 わ ら な い ） （その理由）				
	問4	製造業の方のみ回答願います 貴社から下請け事業者（協力会社含む）への業務の発注を行っていますか？	発注している 発注していない 問7へ				
		で「発注している」と回答した方への質問です。昨年の6月以降、発注単価に変動がありましたか？	変動なし 変動あり（ 上がった _____ % / 下がった _____ % ）				
		で「発注している」と回答した方への質問です。過去5年間で、取引条件に変更がありましたか？	変更なし 変更した 変更時期： _____ 頃 （変更のあった内容： _____ ）				
問5	製造業の方のみ回答願います 他の業者から、下請け事業者、協力会社としての受注を受けていますか？	受注している 受注していない 問8へ					
	で「受注している」と回答した方への質問です。昨年の6月以降、受注単価に変動がありましたか？	変動なし 変動あり（ 上がった _____ % / 下がった _____ % ）					
	で「受注している」と回答した方への質問です。過去5年間で、受注条件に変更がありましたか？	変更なし 変更あり 変更時期： _____ 頃 （変更のあった内容： _____ ）					

最低賃金に関する事項	<p>鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は900円（令和5年10月5日発効）に改正されることとなっていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は、現在審議中です。</p>
	<p>特定（産業別）最低賃金として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？</p> <p>（ 知っていた / 知らなかった ） → <b>問7へ</b></p> <p>どこでお知りになりましたか？（「知っていた」と答えた方のみお答え下さい）</p> <p>〔 テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ ） 〕</p>
	<p>現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額をご存知ですか？</p> <p>（ 知っていた / 知らなかった ）</p> <p>どこでお知りになりましたか？（「知っていた」と答えた方のみお答え下さい）</p> <p>〔 テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ ） 〕</p>
	<p>問7</p> <p>手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者については、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は適用されず、「鳥取県最低賃金」が適用されることをご存知ですか？</p> <p>（ 知っていた / 知らなかった ）</p>
<p>問8</p> <p>今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改定についてどう思われますか？ また、今回改定するとしたら、適当な額はいくらだと思われますか？</p> <p>（ 改定するべき 1時間当たり _____ 円 / 改定する必要はない ）</p>	
<p>問9</p> <p>最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」等があることを、ご存知ですか？</p> <p>〔 知っており活用した 知っていたが活用しなかった 知らなかった 〕</p>	
<p>問10</p> <p>使用者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。（事業主の方の生の声をお聞きするためです。問7、問8及び問9でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。）</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	

(注1) 「賃金の改定」とは定期昇給・ベースアップ・賃金カット等の名称の如何を問わず、全部又は大部分の常用労働者の所定内賃金額を引き上げ、又は引き下げることをいいます。

(注2) 賃金改定率は、實事業所が把握している場合はそれを記入してください。把握していない場合は、賃金台帳等により改定を行った対象労働者1人あたりの1時間平均所定内賃金額の改定状況を小数点第1位 まで記入してください。

同封のリーフレットを参考にして下さい。

記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
TEL 0857-29-1705

この意見書は、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係使用者の意見として使用するものです。

回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

案

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（労働者用）

この意見書は、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係労働者の意見として使用するものです。  
回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

令和5年9月

あなたが勤務している事業所の名称						所在地		
あなたの	性別	年齢	家計主体者ですか(注1)	勤続年数	雇用形態(注2)	就業形態(注3)	主な仕事の内容	
	男 女	歳	はい いいえ	年 月	正規労働者 非正規労働者	一般労働者 短時間労働者		
あなたの賃金に関する事項	問1	昨年の6月以降に基本給の改定がありましたか？ （ 引上げがあった / 引下げがあった / 無かった ）						
	問2	賃金単価は、次のいずれの方法で決定されていますか？ また、令和5年6月分の基本給額はいくらですか？ 該当するいずれかの箇所に✓をつけ基本給額を記入して下さい						
		時間給（1時間単位）		1時間当たり		（ _____円）		
		日給（1日単位）		1日当たり		（ _____円）		
	月給（1か月単位）		1か月当たり		（ _____円）			
	歩合給等		1か月当たり		（ _____円）			
問4	問1で「日給」「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 1日の所定労働時間数(注4)は何時間ですか？（ _____時間 _____分）						日給・月給の方は時間額を算出する上で必要な項目です。必ず記入してください。	
	問1で「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 6月分の所定労働日数(注5)は何日ですか？（ _____ . _____日）							
最低賃金に関する事項	問5	鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は900円(令和5年10月5日発効)に改正されることとなっていますが、 「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は、現在審議中です。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用になると思われますが、 「特定(産業別)最低賃金」として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ）						
		↓ どこでお知りになりましたか？（複数回答可）						
		（ テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ _____ ） ）						
	問5	「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額をご存知ですか？ （ 知っていた / 知らなかった ）						
		↓ どこでお知りになりましたか？（複数回答可）						
		（ テレビ ラジオ 新聞 市町村広報誌 ポスター インターネットHP 所属する団体等の会報誌 会合 その他（ _____ ） ）						

関 最 低 賃 金 項 に	問6	今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。  ( 改定するべき / 改定する必要はない ) → <b>問8へ</b>
	問7	問6で「改定するべき」と回答いただいた方へお尋ねします。 今回改定するとしたら、いくらが妥当だと思いますか。 あなた自身としての単価ではなく、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」として妥当だと思う金額を記入してください。 <b>1時間当たり _____円</b>
	問8	労働者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(労働者の方の生の声をお聞きするためです。問6と問7でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。) ..... ..... ..... ..... .....

(注1)「家計主体者」欄は、主にあなたの収入で家族(単身世帯を含みます。)を養っている場合(あなたの収入が家計の収入のおおむね半分以上である場合)は「はい」に、あなた以外の方が主に家族を養っている場合には「いいえ」を○で囲んでください。

(注3)「短時間労働者」とは、事業所の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が少ない場合で、おおむね、事業所の一般の労働者と比較して1週間の所定労働時間数が4分の3以下等の場合が該当します。

(注4)「所定労働時間」とは、所定の始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間数です。

(注5)「所定労働日数」とは、今年6月分の賃金算定期間(5月の賃金締切日の翌日から6月の賃金締切日まで)の暦日数から休日と決まっている日の日数を除いた日数です(例1)。  
通常の半分の所定労働時間である労働日については0.5日と計算してください(例2)。

(例1)6月分の賃金算定期間が5月21日～6月20日で、その期間に休日と決まっている日が8日ある場合

所定労働日数 = 31日 - 8日 = 23日

(例2)通常の所定労働時間(8時間)である労働日が20日、通常の半分の所定労働時間(4時間)である労働日が3日ある場合

所定労働日数 = 20日 + 0.5日 × 3 = 21.5日

同封のリーフレットを参考にしてください。

ご回答いただいた本意見書は同封の返信用封筒により直接、鳥取労働局賃金室まで返送してください。

記入に際しての問い合わせ先

**鳥取労働局労働基準部賃金室**

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

TEL 0857-29-1705

(案)

令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領

(発注者対象意見聴取)

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、業界における下請け発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業所から発注者としての下請取引（製造委託）状況や意見を書面により聴取する。

2 意見聴取対象者の選定基準等

県内で労働保険の成立している事業所の内、電気機械器具製造業として、常用労働者数50人以上として把握している事業所（37）社。

3 実施時期

9月中旬から9月27日（水）まで。

4 実施方法

書面の郵送による。

5 意見聴取の項目

別紙「意見書」に記載している項目とする。

6 取りまとめ及び結果の報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。



(案)

鳥 労 基 発 09\*\* 第 \* 号  
令 和 5 年 9 月 \* 日

関係事業所 代表者 殿 宛て

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する意見聴取の実施について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）においては、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正について、調査審議を行っているところです。

当該最低賃金に関して審議会から、県内の標記製造業に係る事業所は下請けによる事業運営の事業所が多く、最低賃金の上昇等による人件費の増加分等を適正に下請代金に反映させることができる環境にあるか、その実態を把握したいとの意見を頂いています。

このため、当該最低賃金の適正な調査審議に資することを目的として、県内の標記製造業に係る発注者である事業所に対して意見聴取を実施することと致しました。

つきましては、御多忙中誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解頂き、別紙意見書にご回答のうえ、同封の返信用封筒により、9月27日(水)必着で返送頂きますようお願い致します。

なお、御協力頂いた意見聴取の内容につきましては、上記調査審議のみに活用させていただきます、貴事業所の名称は一切公表いたしませんことを申し添えます。

【お問い合わせ先】

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

担当：鳥取労働局労働基準部賃金室（担当：市村・寺地）

電話番号：0857-29-1705



郵便番号： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

会 社 名： \_\_\_\_\_

回答作成担当部署： \_\_\_\_\_

貴事業所の概要について

貴事業所には、本社、本社工場等のいわゆる上部組織がありますか あれば、具体的な名称をカッコ内に記載して下さい	1	ある	)
	2	ない	

貴事業所の現在の主たる事業内容・製品名を記載して下さい	_____
	_____

貴事業所は、発注者として、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業者と下請取引がありますか	1	ある
	2	ない

- \* 下請取引は、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」に分類されますが、本アンケートでは、「製造委託」についてご回答をお願いします。  
「製造委託」は、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品等の製造(加工も含みます。)を委託することです。
- \* 「物品等」には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、これらの製造に用いる金型も含まれます。

鳥取県特定(産業別)最低賃金をご存じですか	1	知っている
* 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金は1時間859円(令和4年12月17日効力発生)	2	知らない

発注者としての下請取引(製造委託)状況について

貴事業所が「製造委託」として発注している下請事業所数	_____ 社
----------------------------	---------

貴事業所と製造委託先の下請事業所との取引内容(主な取引内容・品目等)	_____
	_____

下請代金の額の決定について

貴事業所が下請事業所へ発注する際、取引価格や単価等下請代金はどのように決定していますか	1	指値
	2	見積り合わせで行う
	3	受注側事業者と協議して決める

貴事業所は発注者として過去5年以内に円高や景気の悪化を理由とし、下請事業所へ一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の額を見直しましたか	1	引き下げたことはない
	2	引き下げたが、その後引き上げた
	3	引き下げたが、その後引き上げていない

<p>貴事業所が発注者として過去5年以内に下請事業所から下請代金の額の引上げを求められたことがありますか ある場合、どのような理由でしたか</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 求められたことはなかった</li> <li>2 原材料価格の高騰</li> <li>3 原油価格や燃料費の高騰</li> <li>4 電気料金の高騰</li> <li>5 労務費の上昇</li> <li>6 環境対策費の増加</li> <li>7 その他(具体的に: _____)</li> </ol>
---	--

<p>貴事業所が発注者として直近1年以内で、下請事業所から、労務費の上昇分を下請代金に反映するよう要請されましたか</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要請された</li> <li>2 要請されていない</li> </ol>
---	---

<p>貴事業所が下請代金の額の引上げを求められたことがある場合、協議に応じていますか</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議に応じている</li> <li>2 協議に応じていない</li> <li>3 協議には応じたが、反映しなかった</li> </ol>
--	---

<p>上記で「2 協議に応じていない」、又は、「3 協議には応じたが、反映しなかった」と回答された場合の理由は何ですか(複数回答 可)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自社において景況や利益が改善していない</li> <li>2 製品の品質に大きな変化がないため</li> <li>3 受注側事業者の説明が不十分ため</li> <li>4 競合製品との競争力維持のため</li> <li>5 その他(具体的に: _____)</li> </ol>
---	--

**消費税等の扱いについて**

<p>貴事業所が発注者として下請発注する場合、下請代金の額は、消費税相当額を含む額としていますか 発注書面に本体価格の額(消費税抜き額)を記載して発注し、支払時に当該額に消費税相当額を加えて支払っている場合は、「1 している」を選択してください</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 している</li> <li>2 していない ・ しなかったことがある</li> </ol>
--	--

**原材料費の高騰などの外的要因の影響について**

<p>売上や受注量等について、原材料費の高騰などの外的要因による影響はありますか</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ある</li> <li>2 ない</li> </ol>
--	--

あると回答した場合、どのような影響がありますか

( \_\_\_\_\_ )

**自由記載欄(ご意見・ご要望等をお書きください)**

回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願ひいたします。